

学校歯科医 各位

熊本市歯科医師会

会長 宮 本 格 尚

(地域学校歯科保健委員会扱い)

学校歯科健診時注意事項について

時下、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より本会学校歯科保健事業にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の今般の状況を踏まえ、令和4年度の幼稚園・学校における健康診断の実施について下記のとおり熊本市教育委員会から事務連絡がありましたのでお知らせ致します。

従来の感染予防に加えて、新型コロナウイルス感染症の対策にも十分留意する必要があります。またこのような社会状況の中、児童・学生・保護者も、感染予防に対し、より敏感になっていることと思います。一方、歯科健診時の様々なトラブルも報告されています。

つきましては、各自、学校現場との意思疎通を行い、感染予防に十分留意して、健診実施をお願いします。尚、今後の新型コロナウイルス感染症の流行状況によって変更になることもあります。

1 検査・検診時における感染症対策について

- (1) 児童生徒及び健康診断に関わる教職員全員が、事前の手洗いや咳エチケット等を徹底する。
- (2) 部屋の適切な換気に努めること。
- (3) 密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにし、整列させる際には1m程度の間隔をあけること。
- (4) 会話や発声を控えるよう児童生徒等に徹底すること。マスクの着用がのぞましい。
- (5) 検査時に使用する器具等は「児童生徒等の健康診断マニュアル（平成27年度改訂）日本学校保健会」を参照の上、学校医等と相談し適切に消毒を行う。

2 児童生徒等の健康診断、各検査・検診実施の実際について（歯科検診）

- ・近隣校または同じ学校医の学校で協力し、各検診器具の必要数を確保する。
- ・検診器具の消毒は、オートクレーブによる滅菌を行う。
- ・幼児児童生徒は、マスクを着用して待機し、検診時のみはずす。
- ・学校歯科医は手指消毒（アルコール等）を徹底し、なるべく口腔内を触らない方法を心掛ける。
- ・手袋は、口腔内を触った場合は直ちに交換する。
- ・手袋の用意が可能であれば、1人ひとり交換することが望ましい。
- ・顎関節検査は、保健調査等を参考とし、異常を訴える児童生徒等のみ触診し、手袋を交換する。